

私立学校・施設等の結核定期健康診断補助事業実施要綱

1 目的

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第53条の2第1項に基づいて学校及び施設の長が実施する結核定期健康診断に係る費用を補助することで、結核患者の早期発見を行い結核のまん延を防止する。

2 実施主体

大分県内(大分市を除く)の法第53条の2第1項の規定に基づく結核健康診断を行う学校又は施設(市町村及び地方自治法第284条第1項で規定される一部事務組合並びに同法第252条の2第1項で規定される協議会の設置する学校又は施設は除く。)の設置者とする。

3 事業内容

法第53条の2第1項の規定に基づいて、学校又は施設の設置者が実施する結核健康診断に係る費用に対して、法第60条第1項の規定により補助金を交付する。

4 補助対象事業

県は、当該年度の4月1日から12月31日の期間において実施した健康診断に必要な経費の一部を補助することとし、その健康診断の内容は、胸部エックス線検査とする。

5 助成措置

県は予算の範囲内において、実施主体に対し、事業実施に要する費用の2/3を助成するものとする。

6 採択条件

- (1) 実施主体は、実施計画書(別紙様式)を県が指定した期日までに提出する。
- (2) 実施計画の変更を行う場合は、当該年度の12月31日までに実施計画書(別紙様式)を提出する。
- (3) 県は提出された実施計画書を精査し、予算の範囲内で内示する。

7 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年度の予算に係る私立学校・施設等の定期健康診断補助事業から適用する。

附 則

改正後の要綱は、平成25年度の予算に係る私立学校・施設等の定期健康診断補助事業から適用する。

附 則

改正後の要綱は、令和4年度の予算に係る私立学校・施設等の結核定期健康診断補助事業から適用する。

附 則

改正後の要綱は、令和6年度の予算に係る私立学校・施設等の結核定期健康診断補助事業から適用する。